

清須市学校給食センター管理運営規則

平成17年7月7日

教育委員会規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、清須市学校給食センター設置条例（平成17年清須市条例第74号）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(給食費の額)

第2条 給食費の額は、次のとおりとする。

- (1) 清須市立幼稚園の幼児 月額 3,400円
- (2) 清須市立小学校の児童 月額 3,700円
- (3) 清須市立中学校の生徒 月額 4,200円

2 給食費は、給食を受ける清須市立学校（以下「学校」という。）の幼児、児童及び生徒及び幼児（以下「幼児等」という。）の保護者から清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の委任を受けた学校の長（以下「校長」という。）が徴収する。

3 給食費の徴収日は、教育委員会が別に定める。

4 8月分の給食費は、徴収しないものとする。

(給食費の勧告)

第3条 校長は、幼児等の保護者が給食費の納付期限を過ぎても納付しない場合には、給食費納付勧告書（第1号様式。以下「勧告書」という。）により通知しなければならない。

(給食費の督促)

第4条 校長は、幼児等の保護者が前条の規定による勧告書を受けた日から2月を過ぎても正当な理由がなく給食費を納付しない場合は、給食費納付督促書（第2号様式。以下「督促書」という。）により督促しなければならない。

(給食の停止)

第5条 幼児等の保護者が前条の規定による督促書を受けた日から2月を過ぎても正当な理由がなく給食費を納付しない場合には、教育委員会は、条例第7条第2項の規定によりその当該幼児等の給食を停止することができる。

2 前項の規定により給食を停止した場合には、教育委員会は、給食停止通知書（第3号様式）により当該幼児等の保護者に通知しなければならない。

(給食費の免除)

第6条 給食費は、次に掲げる場合は、徴収しないことができる。

- (1) 病気その他の特別な事情により、1月以上給食を要しない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合

(給食費の還付)

第7条 給食費は、次に掲げる場合は、別表により、既に徴収した給食費を還付することができる。ただし、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日を含む月を除き、1月の全日を欠食した場合は、給食費の全額を還付することができる。

- (1) 幼児等の給食を要しないことについて保護者の委任を受けた学校の長からあらかじめ届出がある場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合

(管理事務所)

第8条 清須市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に管理事務所を設置し、管理事務所長その他の職員を置く。

(運営委員会)

第9条 給食センターの運営及び衛生管理に関する事項を審議するため、給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(事務所)

第10条 運営委員会の事務所は、給食センター管理事務所に置く。

(委員の構成)

第11条 運営委員会の委員は、次の者のうち25人以内をもって組織し、委員は、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校の長の代表
- (2) 学校のPTAの代表
- (3) 学校の給食主任の代表
- (4) 清須市保育園保護者会連絡協議会の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 学識経験者

2 委員の任期は、1年とし、再委嘱を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員構成)

第12条 運営委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の互選とする。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。ただし、委嘱後最初に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がないときは、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第14条 運営委員会は、説明等のため、教育委員会事務局教育部学校給食センターの職員、関係学校等の職員その他必要と認める者を会議に出席させることができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町学校給食センター設置条例施行規則（昭和51年西枇杷島町教育委員会規則第1号）、清洲町学校給食センター設置及び管理に関する規則（昭和47年清洲町教育委員会規則第11号）又は新川町立新川給食センター管理運営規則（平成17年新川町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

